

名古屋芸術大学情報セキュリティポリシー

I.基本方針

名古屋芸術大学は「効率と合理性を追求する現代社会において、芸術体験を通して感性和理性との調和的涵養を図り、豊かな人間性を育むことを目的とする。」を大学の理念としている。

現代は情報化社会であり、この理念の達成のためにはコンピュータ活用環境とネットワーク基盤等の情報環境が必要である。

名古屋芸術大学は、情報化社会における大学および大学の構成員としての活動を推進するため、情報セキュリティに関する基本方針をここに定める。

1. 情報セキュリティポリシーの目的

名古屋芸術大学は、情報環境の健全な運用を図るために、情報に関する適切なセキュリティのレベルを確保することが必要であり、そのための適切な措置を講じなければならない。

名古屋芸術大学情報セキュリティポリシー（以下「セキュリティポリシー」という。）は、情報環境および情報の扱いに関する方針を示すことにより、適切なレベルの安全性と利便性について、大学および大学の構成員がそれぞれの立場で適切な判断を下すための指針を提供することを目的とする。

2. 対象範囲ならびに対象者

本学におけるセキュリティポリシーが適応される範囲は、本学の管理するコンピュータ機器・ネットワーク等の情報機器、一時的にネットワークに接続された機器および情報資産である。セキュリティポリシーの対象者は本学の情報環境・情報資産を利用するすべての者とする。

3. 危険と責任の自覚

情報資産の利用は、情報の漏洩等の重大な危険性が伴っている。名古屋芸術大学の構成員は、この危険性を自覚し、情報環境・情報資産の利用に関して責任をもつことが求められる。セキュリティポリシーは、情報環境・情報資産利用の基本事項を定めることによって、名古屋芸術大学の組織や個人の責任の所在をそれぞれ明確にすることを目指すものでなければならない。

II. 対策基準

1. 組織

(1) 情報セキュリティ責任者

本学における情報セキュリティ責任者は学長とする。情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティに関する総括的な意思決定を行い、学内外に対する責任を負うものとする。ポリシーの解釈に関しては、情報セキュリティ責任者がすべての権利を保有し、情報セキュリティ責任者による解釈をもってその最終決定とする。

(2) 情報セキュリティ委員会

名古屋芸術大学の情報セキュリティを全体として統合する組織は、情報セキュリティ委員会とする。情報セキュリティ委員会は大学の情報セキュリティマネジメントシステムを管理推進する。メディア教育センター長より、情報セキュリティに関する提案等がなされた場合、総括的な意思決定を行う。

(情報セキュリティ委員会の情報セキュリティ任務)

- 1)情報セキュリティポリシーの策定と改定に関する事項
- 2)情報セキュリティポリシー遵守の励行及び違反に対する措置に関わる事項
- 3)目的達成に必要な他意志決定機構との調整に関わる事項
- 4)危機管理計画の策定と改定に関する事項
- 5)その他セキュリティに関する重要事項

(3) メディア教育センター運営委員会

名古屋芸術大学の情報セキュリティを管理する組織は、メディア教育センター運営委員会とする。

メディア教育センター運営委員会は、ネットワーク機器やコンピュータ等の設置責任者がセキュリティポリシーあるいは別に定めるガイドラインに違反していると認めた場合には、改善を求めることができる。

メディア教育センター長は、情報セキュリティに関する重要事項について、情報セキュリティ委員会に提案・報告をしなければならない。

(メディア教育センター運営委員会の情報セキュリティ任務)

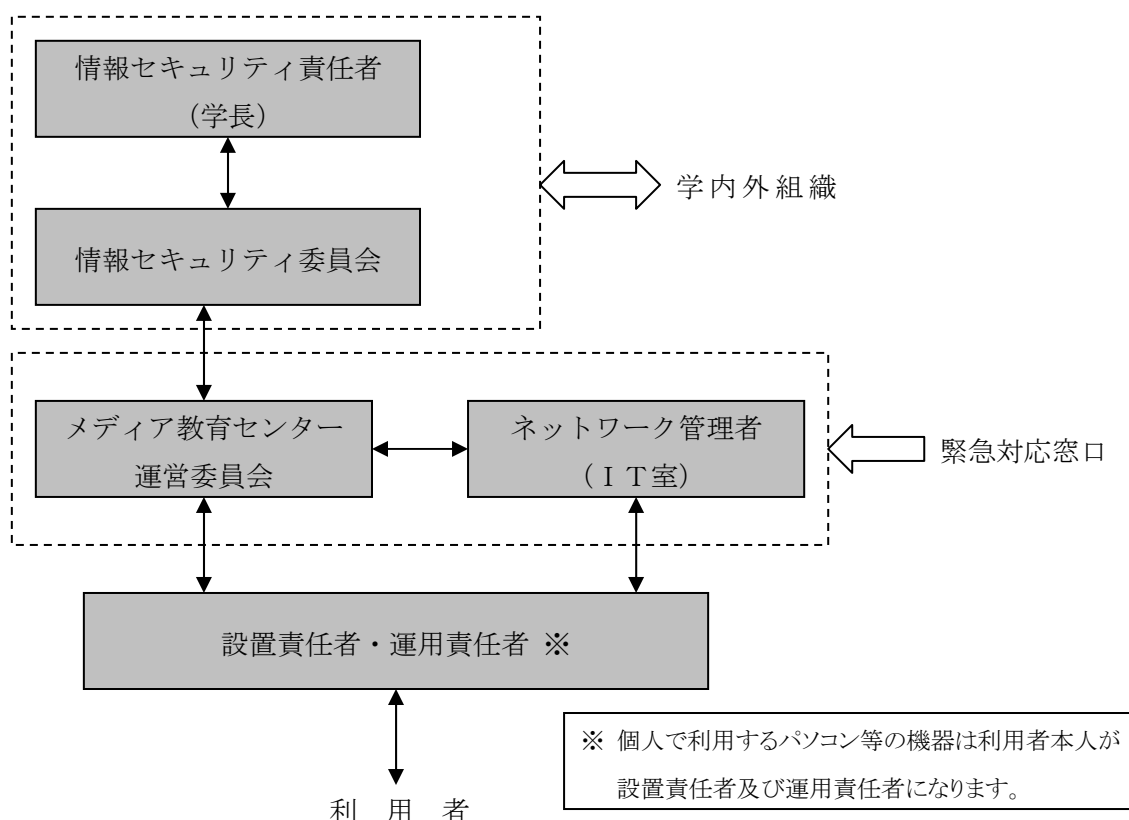
- 1)セキュリティポリシーおよびガイドラインの立案・実施・継続的な検討
- 2)情報セキュリティに関する基本的事項の決定
- 3)情報セキュリティ問題に関する個別の対応・処理
- 4)情報セキュリティに関する情報の収集と提供
- 5)その他情報セキュリティに関わる事項

(4) ネットワーク管理者 (IT 室)

ネットワーク管理者は、ネットワークシステムの管理及び緊急時の対応等にあたる。また、ネットワーク管理者は必要に応じてネットワークの監視を行ない遵守状況の確認をす

ることが必要である。なお、ネットワーク管理者は、不正アクセスその他の理由によって緊急の対処を必要とする場合には、被害の拡大を防止するために、情報セキュリティ委員会及びメディア教育センター運営委員会の議を経ずに、特定のサービスを停止し、あるいは特定の機器から外部へのアクセスを遮断することができる。

(組織図)



2. 情報セキュリティ方針

情報環境・情報資産を利用する者は、法令や規範、学内の規則などを遵守しなければならない。

ネットワーク機器や端末機器等の情報環境を利用する者は、情報セキュリティ確保のために最善の努力をしなければならない。

情報資産を利用する者は、情報の重要性を考慮し、情報資産の保護および情報の正確性・アクセス権限・公開範囲・複製・更新・その他情報管理に関わる事項について管理をしなければならない。

メディア教育センター運営委員会は、「ネットワーク利用ガイドライン（学生向け）」「ネットワーク利用ガイドライン（教職員向け）」「ネットワーク運用ガイドライン」等のガイドラインを策定するとともに、情報セキュリティに関する情報提供等を行なうものとする。

3. セキュリティポリシーの運用並びに評価・改善

セキュリティポリシーおよびガイドラインの遵守がなされているか、定期的または必要に応じて調査・評価を実施しなければならない。

セキュリティポリシーは、必要に応じて見直し、問題の解決に柔軟に対応できるよう運用されなければならない。セキュリティポリシー実施に必要なガイドラインについても柔軟な変更や改善が必要である。

附 則

このセキュリティポリシーは、2010年4月1日から施行する。